

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		市民との協働体制の確立				
実施計画項目		自治会との連携				
担当課		総務課		関係課		
No. I-1-(1)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は 数値目標	加入率 78.0%	加入率 79.0%	加入率 80.0%	加入率 81.0%	加入率 82.0%
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<p>少子高齢化、地方分権の進展、生活様式の多様化など、行政の課題は増加し、行政に対する市民の要望や期待も複雑多様化している。満足度の高い行政サービスを提供していくためには、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を分担し、さまざまな公共の課題を効果的に解決していく協働によるまちづくりの推進が必要であり、そのためには、年々低下している自治会への加入率は大きな問題である。</p> <p>平成19年度に91.36%だった加入率は、外国人世帯数が住民基本台帳に加算された影響もあり、平成26年度には77.91%まで低下した。(外国人世帯数を加算しない場合の加入率は、81.29%である。)</p>						
課題						
<p>協働によるまちづくりを推進するためには、自治会の主体性を尊重しながら、行政との役割を分担していく必要がある。また、自治会の構成員の高齢化、活動への参加者の減少など、自治会を運営していく上での課題が生じている。</p> <p>自治会と行政が情報を共有し、課題解決のための様々な取組を立案・実行できるよう、市民の自治意識をさらに高めるためには、加入率の向上が必要である。</p>						
課題解決に向けた方策						
<p>地域の課題を自主的に解決していく地域自治の意識の高揚を図りながら、市民、事業者、行政等による協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>外国人も含めた自治会加入率向上に向け、加入促進パンフレットの配布や広報紙への記事掲載、自治会役員による加入促進や市内不動産業者との連携を強化していく。</p>						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治の意識の高揚 ・ 自治会連合会との連携強化 ・ 加入率の向上対策 ・ 外国人の加入率向上 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		市民との協働体制の確立				
実施計画項目		もおか環境パートナーシップ会議による協働の実現				
担当課		環境課		関係課		
No. I-1-(2)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は 数値目標	団体登録数 14 団体 個人登録者数 100 人	団体登録数 15 団体 個人登録者数 105 人	団体登録数 15 団体 個人登録者数 110 人	団体登録数 16 団体 個人登録者数 115 人	団体登録数 16 団体 個人登録者数 120 人
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<p>平成18年2月に、市民、事業者、行政の3者からなる「もおか環境パートナーシップ会議」が設立され、ボランティアによる大久保川周辺緑地の保全活動を開始した。保全活動は、企業などの団体及び個人参加により計画的に行われている。</p> <p>また現在、当会議には、5つの事業部会（大久保、環境学習、エコ・レポーター、環境フェア、広報）が設置され、自主的な活動に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員相互の親睦と会の活動の理解を深めるため、「ふれあい交流会」を開催している。 ・年2回の会報誌や市ホームページにおいて、活動状況をPRしている。 ・真岡市大産業祭において、環境展を開催し活動状況をPRしている。 ・平成26年度登録数：13団体、個人95人 						
課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・個人ボランティアの参加者が増えていない。 ・ボランティア参加者が高齢化している。 ・会の活動を推進していくリーダー的人材の確保が必要である。 						
課題解決に向けた方策						
<ul style="list-style-type: none"> ・会の活動を多くの市民に知ってもらうため、会報誌や市のホームページのほかに参加会員自らが自分たちの活動を近隣の人に知らせたり、新しい仲間を募るような活動に取り組んでいく。 						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・会員の意見を広く知るための意見交換会の実施 ・新規の個人ボランティアが参加しやすい活動メニューへの取組み 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		市民との協働体制の確立				
実施計画項目		ボランティア・NPOとの協働がしやすい条件整備				
担当課		安全安心課	関係課	環境課、生涯学習課、福祉課		
No. I-1-(3)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は 数値目標	登録団体数 208 団体	登録団体数 211 団体	登録団体数 214 団体	登録団体 217 団体	登録団体 220 団体
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<p>ボランティア団体・民間非営利組織（NPO）は、環境課、安全安心課（市民活動推進センター）、生涯学習課、福祉課（社会福祉協議会）等の所管ごとに把握しており、それぞれの目的に沿った活動をしている。</p> <p>ボランティアやNPOに対する活動支援は、市民活動推進センター（平成20年1月設置、平成23年4月指定管理者導入）において、登録された団体を主に行っている。登録されていない団体については、各課で対応している。</p> <p>（平成26年度末、登録団体数203団体）</p>						
課 題						
<ul style="list-style-type: none"> ・協働によるまちづくりを推進するためには、ボランティアやNPO、市民、行政等の多様な主体間で情報の共有化を図る必要がある。 ・市民等に協働のまちづくりに対する関心を持ってもらい、理解を深める必要がある。 ・ボランティアやNPOに対する活動支援の一元化及び充実を図る必要がある。 						
課題解決に向けた方策						
<ul style="list-style-type: none"> ・各主体が必要な情報をいつでも活用できるよう、情報の共有化を促進する仕組みづくりをする。 ・協働のまちづくりに対する理解を深めるため、ボランティアやNPOに関する普及・啓発に努める。 ・多様な主体間との相互調整をおこなう中間支援施設である市民活動推進センターの運営及び機能の充実を図る。 						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動推進センターへの登録を関係課と連携を図りながら積極的に促して、ボランティアやNPO等に関する情報を収集し、各主体へ提供する。 ・市や市民活動推進センターの広報紙、ホームページ等でボランティアやNPOの活動及び協働に関する情報を掲載する。 ・ボランティアやNPOに関して理解を深めるための交流会や講座を開催する。 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		市民と協働体制の確立				
実施計画項目		地域共助活動推進事業				
担当課		福祉課		関係課		
No. I-1-(4)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は 数値目標	支援者1,000人 利用者1,200人 (40区)	支援者1,625人 利用者1,950人 (65区)	支援者2,250人 利用者2,700人 (90区)	支援者2,875人 利用者3,450人 (115区)	支援者3,350人 利用者4,020人 (134区)
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化や核家族化、地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでいる。 						
課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の高齢化率は平成25年に21%を超え、超高齢社会（21%以上）を迎えている。（平成27年4月現在は23.0%） ・ 高齢者同士の身近な地域での交流が少ない。 ・ 高齢者のみの世帯が増え、体が弱い、話し相手がいない、孤独で淋しいなどの問題がある。 ・ どんな人が、どのような状態で暮らしているのか、高齢者の実態把握が必要となる。 ・ 核家族化が進み、身近に相談相手や経験豊富な指導者がいない。 ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における生活支援の基盤整備が必要となる。 						
課題解決に向けた方策						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人一人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために、お茶飲みや話し相手などといった昔ながらの近所づきあいを通して、地域の連帯感や助け合いの意識を高め、市民が主役となって地域課題の解決に取り組んでもらう。 ・ この事業を通じて、地域包括ケアシステムの生活支援のサービスにつなげていく。 						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で支援を必要とする高齢者、障害者、子育て中の親を支える活動にポイントを付与し、地域住民の共助意識の高揚と地域の活性化を図る。 ・ 商品券が利用できる施設や店舗を順次増やしていく。 ・ 支援メニュー、ポイント数は、半年毎を目安に地域の意見を聞いて見直しを行う。 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		地域づくりの推進				
実施計画項目		安全・安心の地域づくり推進事業				
担当課		安全安心課	関係課	総務課		
No. I-2-(1)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○見直し	○	○	○
	効果又は数値目標	実施区数 60区	実施区数 64区	実施区数 68区	実施区数 72区	実施区数 76区
進捗状況	実績					
	効果又は数値実績					
現状の分析						
<p>「安全・安心の地域づくり推進事業」では、安全で住み良い地域社会を実現するために、全地区必須事業となっている「交通安全・防犯・防災座談会、消費生活講座等開催事業」（以下「座談会等開催事業」という）と、各地区が自主的に実施する交通安全立哨指導、カーブミラーや防犯灯の点検・清掃、防犯パトロール、避難訓練等の活動費を支援する「交通安全・防犯・防災活動事業」（以下「活動事業」という）を実施している。</p> <p>（平成26年度 活動事業実施区数 56区）</p>						
課題						
<p>座談会等開催事業は必須事業なので全区で実施されているが、活動事業の実施率が低いので、活動事業を実施するよう推進する。</p>						
課題解決に向けた方策						
<p>地域づくり事業説明会において、活動事業についての方法等を具体的に説明し、安全で住み良い地域社会を実現するための事業であることを理解していただく。</p> <p>実施内容や方法がわからない区に対しては、取組み事例により説明をし、実施に向け支援していく。</p>						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり事業説明会での説明 ・実施内容や方法がわからない区に対しての、個別説明 ・全地区必須事業として行っている交通安全・防犯・防災座談会、消費生活講座等を有効活用してのPR 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		地域づくりの推進				
実施計画項目		地域福祉づくり推進事業				
担当課		福祉課	関係課	総務課		
No. I-2-(2)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○見直し	○	○	○
	効果又は 数値目標	全区開催 134区	全区開催 134区	全区開催 134区	全区開催 134区	全区開催 134区
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<ul style="list-style-type: none"> ・ みんなでつくる地域づくり事業（平成25年度～平成28年度）の中で、地域福祉づくり推進事業には、ミニデイホーム事業、井頭温泉招待事業、敬老会開催事業、介護予防体操事業、高齢者等見守りネットワーク事業の5つのメニューがある。 ・ 敬老会開催事業は、全区必須の事業である。 ・ 平成26年度実施区数は、ミニデイホーム事業45区、井頭温泉招待事業59区、敬老会開催事業134区、介護予防体操事業43区、高齢者等見守りネットワーク事業13区である。 						
課 題						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 急速な高齢化の進行により、今後、対象者は増加する。 ・ 必須事業の敬老会開催事業以外は実施率が低いため、より多くの区で取り組んでもらえるよう働きかける必要がある。 ・ 地域共助活動推進事業や、平成29年度からの新しい地域支援事業の実施に伴い、ミニデイホーム事業、高齢者等見守りネットワーク事業などについて、事業間の調整が必要となる。 						
課題解決に向けた方策						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長・町会長等を対象とした地域づくり事業説明会において、この事業が、高齢者を敬い、長年の労苦をねぎらうとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするための事業であることを丁寧に説明し、理解してもらう。 ・ 平成28年度の見直し時に、メニューを整理する。 						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり事業説明会で説明するとともに、実施方法等が分からない区に対しては、個別に説明する。 ・ 地域共助活動推進事業と併せて、地域で高齢者等を見守る体制づくりを支援する。 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		地域づくりの推進				
実施計画項目		地域健康づくり推進事業				
担当課		健康増進課	関係課	総務課		
No. I-2-(3)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○見直し	○	○	○
	効果又は 数値目標	実施区数 88区	実施区数 95区	実施区数 105区	実施区数 115区	実施区数 130区
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<p>地域健康づくり推進事業は、「健康意識の高揚事業・食生活の改善事業・運動身体活動事業」の3事業を交付対象事業として、地域ぐるみの健康づくりを支援している。各区に委嘱した健康推進員が区の役員とともに、企画、実施できるよう支援することにより、地域ぐるみの取組が推進されている。平成26年度の取組区数は88区（全134区）で、65.7%である。</p>						
課 題						
<p>実施区は年々増加しているが、地域ぐるみの健康づくりを推進するために、より多くの区が取り組めるよう働きかける必要がある。</p>						
課題解決に向けた方策						
<p>区長・町会長などを対象とした地域づくり事業説明会において、健康づくり推進事業の詳しい説明を行うとともに、健康推進員研修会においても説明し、地区の実情に応じた事業を計画し、実施する活動を支援する。</p>						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・地区の取組を資料化し、配布する。 ・先進事例を紹介する。 ・事業計画立案等の相談にきめ細かに対応する。 ・「健康づくりモデル地区」活動を通じて、地域健康づくり推進事業の説明を行う。 ・未実施区の健康推進員に対して、個別に説明し、事業を計画、実施する活動を支援する。 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		地域づくりの推進				
実施計画項目		ごみ減量推進事業				
担当課		環境課	関係課	総務課		
No. I-2-(4)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○見直し	○	○	○
	効果又は 数値目標	累計実施 区数 100区	累計実施 区数 134区	累計実施 区数 45区	累計実施 区数 90区	累計実施 区数 134区
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<p>みんなでつくる地域づくり事業の中で、ごみ減量推進事業は、ごみ減量に関する座談会等開催事業とごみ減量に関する地域内活動事業の2つのメニューがある。</p> <p>ごみ減量に関する座談会等開催事業は、平成26～28年度までに各区1回は実施する必須事業である。</p> <p>平成26年度実施区数は、ごみ減量に関する座談会等開事業83区、ごみ減量に関する地域内活動事業49区である。</p>						
課 題						
<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政の協力が必要である。 ・各地域が行うごみの減量化やリサイクルの意識を浸透させるための研修会、地域内活動など、ごみ減量化や資源化を図る事業を支援する必要がある。 						
課題解決に向けた方策						
<ul style="list-style-type: none"> ・市からの地域説明会等の啓発事業と、地域で、創意工夫して、地域にあった生ごみ対策や啓発用看板の設置など、ごみの減量化や資源化に向けた取り組みの定着化を図る。 						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で行うごみの減量化やリサイクル意識を浸透させるための研修会の支援 ・地域内活動など、ごみの減量化や資源化を図る事業の支援 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		地域づくりの推進				
実施計画項目		地域道路愛護支援事業				
担当課		建設課	関係課	総務課		
No. I-2-(5)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○見直し	○	○	○
	効果又は 数値目標	実施区数 55区	実施区数 56区	実施区数 57区	実施区数 58区	実施区数 59区
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<p>市道や市が管理する歩道や歩行者専用道路並びに側溝や水路などの除草や清掃活動を各区(自治会)において実施していただいているが、市民から側溝や排水路の清掃及び草刈り、こさがり(小枝切)等の要望や依頼は、年々増加している。</p> <p>※建設課への要望等……H24: 804件、H25: 845件、H26: 1,139件 (平成26年度の実施区数: 54地区)</p>						
課 題						
<p>現在、市道延長が1,280.9kmあることを考慮すると、市が管理している道路及び排水路は、認定外道路及び法定外公共物等を含めると総延長は1,500kmを超えるものと思われる。これらの道路を、市がすべて管理するには莫大な予算と人員が必要となる。</p>						
課題解決に向けた方策						
<ul style="list-style-type: none"> ・「地域で出来ることは地域で」の意識づくりを推進していく。 ・地域で出来る生活環境づくりは、市民との協働によるまちづくりの観点から、地域で協力し合い実施していただけるようお願いしていく。 						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会単位での維持作業に対する支援 ・各区長への事業内容周知 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		地域づくりの推進				
実施計画項目		子育て支援事業				
担当課		三つ子の魂育成推進室	関係課	総務課・児童家庭課		
No. I-2-(6)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○見直し	○	○	○
	効果又は数値目標	実施区数 15区	実施区数 17区	実施区数 20区	実施区数 23区	実施区数 26区
進捗状況	実績					
	効果又は数値実績					
現状の分析						
<p>平成17年度から地域づくり事業の一環として、子育て支援事業を実施している。三つ子の魂育成を基本とした啓発事業と地域が独自に展開している子育て支援事業で構成されている。</p> <p>平成26年度は、13区で実施された。</p>						
課題						
<p>子育て支援事業を推進するためには、より多くの区で取り組めるよう働きかけていく必要がある。</p>						
課題解決に向けた方策						
<p>区長を対象とした地域づくり事業説明会等で、子育て支援事業に対する理解と協力を得るとともに、実施地区への支援を行い、事業の推進を図る。</p> <p>また、子育て支援事業を実施していない地区に対しては、子育て支援事業の具体的な内容を説明し、参加しやすいメニューや取り組みやすいメニューを示して実施地区の拡大を図る。</p>						
取組内容等						
<p>地域づくり事業説明会で説明をする。</p> <p>子育て支援事業について、家庭教育学級や出前講座、公民館の集会等で、事業内容や取り組みやすいメニュー等（親子のふれあい遊びや子育ての講話など）を周知していく。</p>						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		地域づくりの推進				
実施計画項目		子どもふれあい事業				
担当課		生涯学習課	関係課	総務課		
No. I-2-(7)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○見直し	○	○	○
	効果又は 数値目標	実施区数 53区	実施区数 54区	実施区数 55区	実施区数 56区	実施区数 57区
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<p>子どもたちの生きる力を育む事を目的に、真岡木綿ふるさと踊り参加や、各地区で行われる三世代交流・地域による特色のある事業を支援する。</p> <p>平成26年度実施区数 53区</p>						
課題						
<p>青少年健全育成推進のためには、家庭や地域の協力が必要である。家庭や地域が連携していくために、子どもふれあい事業への多くの地区からの参加が必要である。</p>						
課題解決に向けた方策						
<p>青少年の健全育成推進のため、本事業の実施を広く促していく。</p>						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり事業説明会時に、青少年の健全育成推進に向けた、実施地区増加のためのPRを行う。 ・広報紙等で周知する。 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		地域づくりの推進				
実施計画項目		特別認定事業				
担当課		総務課	関係課	安全安心課・健康増進課・福祉課・環境課 三つ子の魂育成推進室・建設課・生涯学習課・		
No. I-2-(8)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○見直し	○	○	○
	効果又は 数値目標	実施区数 10区	実施区数 10区	実施区数 10区	実施区数 10区	実施区数 10区
進捗 状況	実績					
	効果又は 数値実績					
現状の分析						
<p>平成3年度から地域の創意工夫により、地域活性化を目的とした地域づくり事業を実施し、特別認定事業は平成8年度に新設された。平成8年から平成26年度までにおいて、45区（延べ137区）、56事業を実施している。（平成26年度は9地区、9事業）</p> <p>取組事業としては、しめ縄づくり伝承事業、野菜などの収穫祭事業、地域の緑化事業等が多くみられる。</p>						
課題						
<p>各地区での事業の取組がほぼ一巡しており、また、地域づくり事業のメニューが増えて、選択できる事業が多様化しているため、特別認定事業を実施する区が増加していない。また、一度実施した事業は、持続的に実施する必要があるため、交付金の交付期限が経過した4年目以降、事業費の捻出に苦慮する区がみられる。</p>						
課題解決に向けた方策						
<p>区長や町会長などを対象とした地域づくり事業説明会において、特別認定事業の詳しい説明を行うとともに、個性豊かな地域づくり事業を計画し、展開する地区の活動を支援する。</p>						
取組内容等						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の実施事例や他市町の先進事例の調査 ・ 優れた実施事例を紹介し、未実施区が取組やすい方策を考える。 						
今後の取組方針等						

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		市民協働のまちづくりの推進				
具体的な項目		各種審議会委員の構成見直し				
実施計画項目		各種審議会等への公募委員及び女性委員の積極的な登用				
担当課		総務課・生涯学習課	関係課	全課		
No. I-3-(1)		27	28	29	30	31
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は数値目標	公募委員構成割合 20.0% 女性委員構成割合 30.0%				
進捗状況	実績					
	効果又は数値実績					
現状の分析						
<p>本市では、附属機関の構成員の選任等に関する基準により、公募委員の割合を20%以上としている。また、真岡市男女共同参画社会づくり計画で、委員会・審議会等の女性委員構成割合を、平成31年度目標値30%としている。</p> <p>平成26年度現在の割合は、公募委員構成割合で22.8%、女性委員構成割合で26.1%ある。</p>						
課題						
<p>委員公募の際、申し込みが少ない場合がある。</p> <p>また、推薦をいただく場合、委員会・審議会等の中には各種団体の充て職が多く含まれており、そこから選出される委員は男性が多い。</p> <p>地域社会における女性役員の登用について、女性自身の積極的な参画意識が低い傾向が見られる。</p>						
課題解決に向けた方策						
<p>地域住民に市政や地域社会への参画を促すとともに、各種団体等の役員への女性登用と若年層の参画を促進する。</p>						
取組内容等						
<p>女性の社会参画の意識啓発のため、地域住民や各種団体に向け女性リーダーを育成するための学習情報の提供や能力開発のための講座を実施する。</p>						
今後の取組方針等						